

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

環境保全行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、この度、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が、令和 4 年 3 月 3 日に公布され、同日及び令和 4 年 10 月 1 日から施行されます。

なお、改正の内容等については下記のとおりですので、貴管下関係機関及び関係業者等に対して周知していただくよう御協力をお願いします。

記

1 改正の内容

(1) ばい煙発生施設のボイラーに係る規模要件

法の規制対象となるボイラーの規模要件から伝熱面積の要件が撤廃され、バーナーの有無に関わらず燃料の燃焼能力により規制を受けることとなりました。

(2) 解体等工事の事前調査結果報告における報告事項の追加

解体等工事の元請業者又は自主施工者による石綿の事前調査結果の都道府県知事等への報告について、当該解体等工事における「特定粉じん排出等作業の開始時期」が報告事項に追加されました。

なお、事前調査結果の報告義務の詳細については、既に大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号）第 2 条で規則に所要の規定を追加する改正規定が設けられています。

2 施行日

(1) ばい煙発生施設のボイラーに係る規模要件：令和 4 年 10 月 1 日

(2) 解体等工事の事前調査結果報告における報告事項の追加：令和 4 年 3 月 3 日

(参考)

環境省 HP「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」

<https://www.env.go.jp/press/110677.html>

環境政策課
大気・化学物質環境班
TEL 083-933-3034
FAX 083-933-3049